平成２８年（フ）第３８３号
千葉県市川市行徳駅前４丁目19番16―102号（第３パークサイド桂）
破産者　吉田　恵理（旧姓丹下）
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１３号
千葉県船橋市駿河台１丁目27番27号　ロッサ３―201号
破産者　小泉しのぶ
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３２号
千葉市稲毛区緑町２丁目６番16号総建みどりハイム603号
破産者　高橋由美子（旧姓増田）
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
神奈川県小田原市扇町１丁目13番５号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県小田原市浜町１丁目11番４号
破産者　株式会社テクニクス
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津字桜台7485番地３
破産者　楽喜株式会社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５５号
神奈川県平塚市豊田本郷1542番地
破産者　有限会社グリーンドラゴン
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３３４号
静岡県榛原郡吉田町住吉5394番地の17
破産者　株式会社ひげ奴
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８４号
千葉県東金市田間２―30―４―103号、申立時の住所大阪府阪南市尾崎町６丁目２番９―203号
破産者　伊藤　　昇
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
千葉県浦安市富士見４丁目15番11―105号　バウ富士見
破産者　亀井　克也
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５２号
茨城県水戸市開江町2186番地
破産者　有限会社立原板硝子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１８８号
東京都武蔵村山市残堀１丁目11番地の２
破産者　株式会社ＬＣ　Ｈｏｍｅ
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８９号
東京都立川市上砂町５丁目13番地の37
破産者　中村　忠吉
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９３号
東京都福生市北田園１丁目13番地１サンビュー北田園アネックス201号室
破産者　坂本　　巖
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
静岡県磐田市小立野45―１、商業登記簿上の所在地静岡県磐田市上新屋823番地
破産者　有限会社磐田重建
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣2396―56（天竜すずかけ病院）
破産者　被相続人亡大橋和雄相続財産
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
静岡県浜松市西区舘山寺町2048番地
破産者　株式会社日の出
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９１３号
京都府宇治市槇島町中川原143番地
破産者　株式会社アートパッケージ
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９１７号
京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町368番地　北阪ビル７階
破産者　有限会社サンアート
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
京都市伏見区深草西浦町８丁目113番地　西陣ビル５Ｆ
破産者　株式会社やまざき
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
岡山県倉敷市菰池３丁目６番16号
破産者　安藤　博己
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６号
広島市中区西川口町17番26号
破産者　株式会社ベスト企画
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部